

西予市債権管理計画

(令和5年度～令和7年度)

令和5年9月

西予市

<目次>

1. 目的	・・・ 1
2. 計画の位置づけと期間	・・・ 1
3. 債権の種類及び市が有する主な債権名	・・・ 1
4. 債権管理の現状と課題	・・・ 2
5. 基本方針及び具体的な取組	・・・ 4
6. 収納率（未収金額）の実績と目標	・・・ 5
7. 目標達成のための取組（債権所管課）	・・・ 12
8. 債権整理室の取組	・・・ 15

<資料>

主な債権名、賦課根拠、時効期間等一覧表	・・・ 17
---------------------	--------

1. 目的

この計画は、市が有する債権の適正な管理と効率的な回収を図るため、庁内で統一的な事務処理基準に基づく各種取組を実施することにより、計画的な債権の管理・回収を行い、市民負担の公平性及び行財政の健全性を確保することを目的とします。

2. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

この計画は、西予市債権管理条例（令和4年西予市条例第25号）第6条に基づくものです。そのため、債権所管課は、この計画に沿って債権管理及び整理事務を行う必要があります。

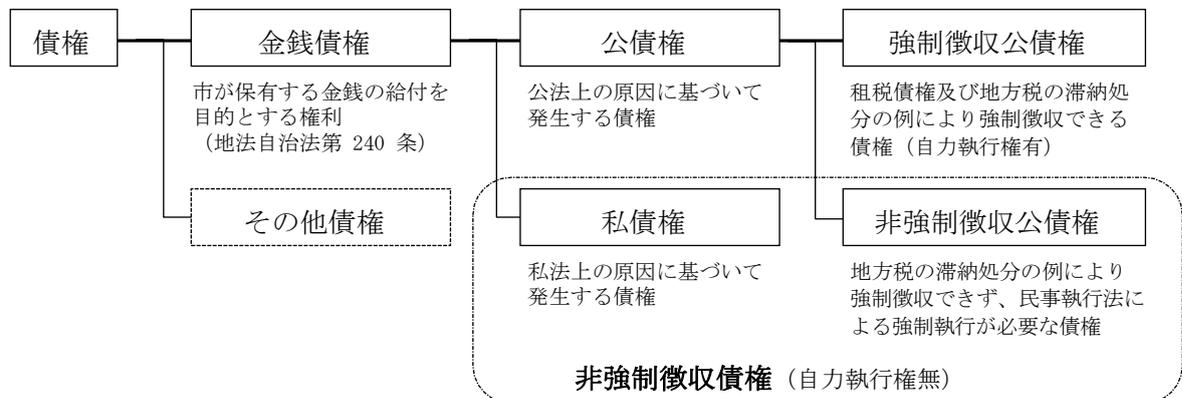
(2) 計画の期間

令和5年度から令和7年度までの3か年

3. 債権の種類及び市が有する主な債権名

自治体が保有する債権は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第240条第1項において「金銭の給付を目的とする権利」と規定される金銭債権で、債権の種類は、その法的性質から「公債権」と「私債権」に分類されます。公債権はさらに自力執行権の有無の違いにより「強制徴収公債権」と「非強制徴収公債権」に分類されます。

その性質ごとに分類すると、次のようになります。



(1) 公債権

①強制徴収公債権（市税）

地方税法等の規定により差押等の滞納処分による徴収を行うことができる債権。

②強制徴収公債権（税外債権）

地方税の滞納処分の例により処分することができる自力執行権を有する債権。地方自治法第231条の3第3項において、①分担金、②加入金、③過料、④法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入とされています。

<税外強制徴収公債権の例>

○介護保険料、○保育所保育料、○下水道使用料など

③非強制徴収公債権

強制徴収公債権に該当しない公債権をいいます。

<非強制徴収公債権の例>

○生活保護費戻入金、○行政財産使用料、○幼稚園保育料など
・公債権の場合、消滅時効の完成をもって債権が消滅します。

(2) 私債権

相手方との対等な関係に基づき締結される私法上の「契約」と解される行為により発生する債権をいいます。

<私債権の例>

○公営住宅使用料、○水道料金、○土地貸付料など
・消滅時効が完成した場合、債務者からの時効の援用をもって債権が消滅します。

※主な債権名、賦課根拠、時効期間等一覧表は、17ページのとおりです。

4. 債権管理の現状と課題

(1) 収入未済額の推移

市税をはじめ債権の収入未済額は、平成26年度決算時の約4億円と比較して、令和3年度決算においては、金額で約8千万円、率で約20%減少しており、約3億2千万円となっています。

国民健康保険税の平成26年度収入未済額は約7,700万円でしたが、令和3年度では約3,200万円と金額で約4,500万円、率で約59%と大きく減少しています。

その理由としましては、国民健康保険税の課税主体自体が年々減少し、それに比例して未収金も減少しています。

その他の債権も緩やかに減少していますが、依然として高い水準です。

(2) 令和3年度の状況

令和3年度の収入未済額の合計は、約3億2千万円です。この計画に記載している主な債権の収入未済額は約3億円で、全体の収入未済額の92.9%を占めています。

そのうち、1千万円を超えた債権の収入未済額の合計は2億8千万円で、全体の収入未済額の87.6%を占めています。さらに、500万円を超えた債権まで広げれば、収入未済額の合計は、約2億9千万円で、その割合は90.4%となっています。

そのため、ここに記載している債権を中心に管理をしていくことが市全体の債権の健全性維持に繋がります。

【1千万円を超える債権一覧】

- ア 市税
- イ 国民健康保険税
- ウ 住宅新築資金等貸付金
- エ 生活保護費返還金
- オ 介護保険料
- カ 公営住宅使用料
- キ 水道料金
- ク 医療費（窓口未収金）

(3) 課題

本市の債権管理については、全庁的な方針や取り組むべき事項を定めていなかったことから、これまでの取組は部分的・限定的なものとなっており、本市が保有する債権は多額の未収金が生じている状況です。

債権所管課においては、日々の業務や窓口対応が優先的になり、滞納処分を行うことができる債権、あるいは強制執行すべき債権を所管しているにもかかわらず、債権回収に係る関係法令の知識や債権回収技術を習得した職員が不足していたこともあり、適正な債権の管理・回収が行われておりません。

また、債権担当職員は、債権回収に必要な知識や情報が得づらい状況にあり、かつ、組織としてのサポートや管理監督職員による進行管理が十分でないことから、債権所管課間で債権の管理・回収の体制整備や取組にも差異が生じております。

今後、適正な債権管理を行うためには、管理監督職員及び債権担当職員を対象とした研修などの機会を通じて、法的知識や回収技術の習得はもちろんのこと、債権回収に係る意識の高揚を図っていく必要があります。

5. 基本方針及び具体的な取組

(1) 適正な債権管理及び早期着手

債権の発生後は、法令に基づく適正な債権管理を徹底することを基本姿勢とします。また、滞納が長期高額になるほど回収は困難となり、管理コストも増大することから、滞納の予防および滞納発生時の早期対応を強化していきます。

ア. 回収を意識した管理体制の構築

滞納が発生しにくく、滞納発生時に適正な対応ができる体制を構築するため、制度や組織体制を適時見直します。

イ. 納期内納付の推進

納期は守るものという意識付けを内外に徹底します。口座振替納付の利用を推進します。

ウ. 督促

滞納発生時は、法令に基づき遅滞なく督促状を送達します。

エ. 債権管理台帳の整備

新規滞納が発生した時は、西予市債権管理条例第5条及び西予市債権管理条例施行規則（令和4年西予市規則第64号）第4条に規定する債権管理台帳を整備し、管理を行います。

オ. 催告

督促後も滞納が続く場合は、必要に応じて早期に催告を行います。催告は何回も送付するものではないため、催告に応じない場合は、「カ. 各種調査の実施」及び「キ. 法的措置の実施」に移行します。

カ. 各種調査の実施

各債権が持つ権限に基づき、滞納者の保有財産等の各種調査を速やかに実施します。

キ. 法的措置の実施

例外なく、差押や訴訟の提起など法的措置を実施します。ただし、差押や法的措置の費用が取立金の額を上回らないときや、それに準ずる場合を除きます。

ク. 時効の管理

時効期限を把握し、何も策を取らず時効が到来することがないように、必要に応じて時効の更新措置を講じ、債権保全に努めます。

(2) 回収見込みがない債権の整理

適正な回収努力を行ったにもかかわらず回収が見込めない債権については、執行停止、徴収停止、債権放棄等を実施した上で、不納欠損を行います。

6. 収納率（未収金額）の実績と目標

債権名 (債権所管課)	区分	R 2 決算	R 3 決算	R 4 決算(見込)	R 5 目標	R 6 目標	R 7 目標	削減 目標
①市税 【強制】 税務課	現年度 収納率 (%)	99.2	99.4	99.4	99.4	99.5	99.6	0.2
	滞納繰越 収納率 (%)	44.6	40.0	31.6	32.0	33.0	34.0	2.4
	現年度 未収金額 (千円)	26,032	19,667	20,786	20,500	20,000	19,500	△ 1,286
	滞納繰越 未収金額 (千円)	35,840	32,096	31,585	31,000	30,500	30,000	△ 1,585
	不納欠損額 (千円)	4,887	5,020	4,147				
	未収金額計 (千円)	61,872	51,763	52,371	51,500	50,500	49,500	△ 2,871
②国民健康保 険税 【強制】 税務課	現年度 収納率 (%)	97.6	97.8	97.8	97.9	98.0	98.1	0.3
	滞納繰越 収納率 (%)	55.8	48.5	44.0	45.0	46.0	47.0	3.0
	現年度 未収金額 (千円)	19,403	17,546	17,118	17,000	16,500	15,500	△ 1,618
	滞納繰越 未収金額 (千円)	18,601	13,670	15,452	15,000	14,500	14,000	△ 1,452
	不納欠損額 (千円)	3,285	4,979	1,452				
	未収金額計 (千円)	38,004	31,216	32,570	32,000	31,000	29,500	△ 3,070
③後期高齢者 医療保険料 【強制】 市民課	現年度 収納率 (%)	99.9	99.7	99.7	99.9	99.9	99.9	0.2
	滞納繰越 収納率 (%)	41.5	63.2	47.3	70.0	80.0	90.0	42.7
	現年度 未収金額 (千円)	575	1,080	1,232	500	400	300	△ 932
	滞納繰越 未収金額 (千円)	871	454	766	250	200	200	△ 566
	不納欠損額 (千円)	15	79	42				
	未収金額計 (千円)	1,446	1,534	1,998	750	600	500	△ 1,498
④生活保護費 返還金 【強制】 【非強制】 福祉課	現年度 収納率 (%)	29.5	94.8	15.6	※未納者は生活保護費受給者が多く、その占める割合によって徴収額の多寡が生じます。そのため、数値目標の設定は行いません。 ただし、債権管理の状況については定期的に確認を行います。			
	滞納繰越 収納率 (%)	4.6	7.5	0.3				
	現年度 未収金額 (千円)	5,467	227	6,121				
	滞納繰越 未収金額 (千円)	6,842	12,170	10,575				
	不納欠損額 (千円)	0	0	2,036				
	未収金額計 (千円)	12,310	12,398	16,697				

債権名 (債権所管課)	区分	R2 決算	R3 決算	R4 決算(見込)	R5 目標	R6 目標	R7 目標	削減 目標
⑤生活保護費 戻入金 【非強制】 福祉課	現年度 収納率(%)	33.3	58.8	48.4	※未納者の大半が生活保護費受給者 であり、削減目標の設定になじまな いことから、数値目標の設定は行い ません。 ただし、債権管理の状況について は定期的に確認を行います。 ※生活保護費戻入金未収金は翌年度 ④生活保護費返還金の繰越金となり ます。			
	滞納繰越 収納率(%)							
	現年度 未収金額 (千円)	949	545	464				
	滞納繰越 未収金額 (千円)							
	不納欠損額 (千円)							
	未収金額計 (千円)	949	545	464				
⑥心身障害者 扶養共済制度 加入者負担金 【私債権】 福祉課	現年度 収納率(%)	93.3	92.7	92.9	96.2	96.2	96.2	3.3
	滞納繰越 収納率(%)	57.9	0.0	0.0	8.5	8.5	8.5	8.5
	現年度 未収金額 (千円)	208	208	208	100	100	100	△ 108
	滞納繰越 未収金額 (千円)	553	762	970	1,079	1,079	1,079	109
	不納欠損額 (千円)	0	0	0				
	未収金額計 (千円)	762	970	1,179	1,179	1,179	1,179	0
⑦障害者総合 支援給付費負 担金返還金 【強制】 福祉課	現年度 収納率(%)				0.0	0.0	0.0	0.0
	滞納繰越 収納率(%)				10.0	8.0	8.8	8.8
	現年度 未収金額 (千円)				0	0	0	0
	滞納繰越 未収金額 (千円)				4,028	3,728	3,428	△ 600
	不納欠損額 (千円)							
	未収金額計 (千円)				4,028	3,728	3,428	△ 600
⑧私立保育所 保護者負担金 【強制】 子育て支援課	現年度 収納率(%)	99.7	99.7	99.6	99.7	99.8	99.8	0.2
	滞納繰越 収納率(%)	38.7	27.2	22.6	25.9	20.0	30.0	7.4
	現年度 未収金額 (千円)	95	77	28	36	24	24	△ 4
	滞納繰越 未収金額 (千円)	833	650	563	439	380	283	△ 280
	不納欠損額 (千円)	7	24	0				
	未収金額計 (千円)	928	728	592	475	404	307	△ 285

債権名 (債権所管課)	区分	R2 決算	R3 決算	R4 決算(見込)	R5 目標	R6 目標	R7 目標	削減 目標
⑨公立保育所 保護者負担金 【強制】 子育て支援課	現年度 収納率(%)	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0
	滞納繰越 収納率(%)	38.4	39.8	5.2	4.2	12.0	13.6	8.4
	現年度 未収金額 (千円)	7	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越 未収金額 (千円)	521	329	312	300	264	228	△ 84
	不納欠損額 (千円)	0	0	0				
	未収金額計 (千円)	528	329	312	300	264	228	△ 84
⑩公立保育所 等給食費保護 者負担金 【私債権】 子育て支援課	現年度 収納率(%)	99.7	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	0.0
	滞納繰越 収納率(%)	28.8	40.6	28.1	18.8	41.2	28.6	0.5
	現年度 未収金額 (千円)	14	7	1	4	4	4	3
	滞納繰越 未収金額 (千円)	8	13	15	13	10	10	△ 5
	不納欠損額 (千円)	0	0	0				
	未収金額計 (千円)	23	21	15	17	14	14	△ 1
⑪延長保育保 護者負担金 【私債権】 子育て支援課	現年度 収納率(%)	100.0	99.2	96.1	98.0	99.0	99.0	2.9
	滞納繰越 収納率(%)	15.4	0.0	3.5	15.4	16.7	9.1	5.6
	現年度 未収金額 (千円)	0	0	1	1	1	1	0
	滞納繰越 未収金額 (千円)	11	11	11	11	10	10	△ 1
	不納欠損額 (千円)	0	0	0				
	未収金額計 (千円)	11	11	12	12	11	11	△ 1
⑫介護保険料 【強制】 長寿介護課	現年度 収納率(%)	99.5	99.4	99.5	99.6	99.7	99.7	0.2
	滞納繰越 収納率(%)	12.2	11.0	7.4	21.9	25.0	28.0	20.6
	現年度 未収金額 (千円)	4,946	5,760	4,674	3,900	3,300	2,800	△ 1,874
	滞納繰越 未収金額 (千円)	8,760	8,538	7,282	7,250	6,325	4,931	△ 2,351
	不納欠損額 (千円)	3,931	3,647	5,950				
	未収金額計 (千円)	13,706	14,298	11,956	11,150	9,625	7,731	△ 4,225

債権名 (債権所管課)	区分	R2 決算	R3 決算	R4 決算(見込)	R5 目標	R6 目標	R7 目標	削減 目標
⑬公用地法定 外使用料 【非強制】 建設課	現年度 収納率(%)	99.7	98.9	99.0	※少額であるため、数値目標の設定 は行いません。 ただし、債権管理の状況について は定期的に確認を行います。			
	滞納繰越 収納率(%)	66.0	0.0	0.0				
	現年度 未収金額 (千円)	0	2	0				
	滞納繰越 未収金額 (千円)	1	2	5				
	不納欠損額 (千円)	0	0	0				
	未収金額計 (千円)	2	5	5				
⑭公用地市道 使用料 【強制】 建設課	現年度 収納率(%)	99.7	99.7	99.8	※今年度不納欠損処理により、債権 額が少額となるため、数値目標の設定 は行いません。 ただし、債権管理の状況について は定期的に確認を行います。			
	滞納繰越 収納率(%)	0.0	0.0	0.0				
	現年度 未収金額 (千円)	17	18	13				
	滞納繰越 未収金額 (千円)	95	112	130				
	不納欠損額 (千円)	0	0	0				
	未収金額計 (千円)	112	130	143				
⑮公営住宅使 用料 【私債権】 建設課	現年度 収納率(%)	97.8	97.6	98.3	98.5	98.7	98.9	0.6
	滞納繰越 収納率(%)	5.5	5.4	6.5	7.0	8.0	9.0	2.5
	現年度 未収金額 (千円)	2,616	2,787	2,021	1,750	1,550	1,250	△ 771
	滞納繰越 未収金額 (千円)	24,877	26,014	26,930	26,700	26,000	24,800	△ 2,130
	不納欠損額 (千円)	0	0	0				
	未収金額計 (千円)	27,494	28,802	28,952				
⑯市営住宅使 用料 【私債権】 建設課	現年度 収納率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0
	滞納繰越 収納率(%)	0.0	0.0	0.0	2.0	4.0	6.0	6.0
	現年度 未収金額 (千円)	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越 未収金額 (千円)	764	764	764	750	735	720	△ 44
	不納欠損額 (千円)	0	0	0				
	未収金額計 (千円)	764	764	764				

債権名 (債権所管課)	区分	R2 決算	R3 決算	R4 決算(見込)	R5 目標	R6 目標	R7 目標	削減 目標
⑰改良住宅使用料 【私債権】 人権啓発課	現年度 収納率(%)	97.1	98.0	98.6	98.6	98.8	99.0	0.4
	滞納繰越 収納率(%)	11.1	16.0	8.0	2.0	4.0	6.0	△ 2.0
	現年度 未収金額 (千円)	47	31	20	19	18	17	△ 3
	滞納繰越 未収金額 (千円)	1,424	1,236	1,166	1,143	1,097	1,031	△ 135
	不納欠損額 (千円)	0	0	0				
	未収金額計 (千円)	1,471	1,268	1,186	1,162	1,115	1,048	△ 138
⑱特定空家等 代執行費用 【強制】 ※行政代執行 【非強制】 ※略式代執行 建設課	現年度 収納率(%)		0.0			※代執行の略式代執行・行政代執行の別のほか、案件ごとに事情が異なり、収納を計画的に行える案件ではないため、予測可能な令和5年度滞納繰越分以外の数値目標は設定しません。 ただし、債権管理の状況については定期的に確認を行います。		
	滞納繰越 収納率(%)			0.0	50.0			
	現年度 未収金額 (千円)		490					
	滞納繰越 未収金額 (千円)			490	245			
	不納欠損額 (千円)		0	0				
	未収金額計 (千円)		490	490	245			
⑲水道料金 【私債権】 上下水道課	現年度 収納率(%)	99.9	99.7	99.8	99.8	99.8	99.9	0.1
	滞納繰越 収納率(%)	12.9	9.0	12.4	9.8	10.9	11.3	△ 1.1
	現年度 未収金額 (千円)	932	1,604	1,072	1,002	982	963	△ 109
	滞納繰越 未収金額 (千円)	11,052	10,307	9,992	9,881	9,692	9,468	△ 524
	不納欠損額 (千円)	1,355	668	634				
	未収金額計 (千円)	11,984	11,911	11,064	10,883	10,674	10,431	△ 633
⑳公共下水道 使用料 【強制】 上下水道課	現年度 収納率(%)	99.8	99.7	99.8	99.8	99.8	99.9	0.1
	滞納繰越 収納率(%)	69.8	72.5	56.4	75.1	81.1	75.3	18.9
	現年度 未収金額 (千円)	237	376	229	265	237	200	△ 29
	滞納繰越 未収金額 (千円)	42	47	133	90	67	75	△ 58
	不納欠損額 (千円)	3	2	8				
	未収金額計 (千円)	279	423	362	355	304	275	△ 87

※⑲水道料金、⑳公共下水道使用料は5月末時点での未収金額としており、決算額とは異なります。

債権名 (債権所管課)	区分	R2 決算	R3 決算	R4 決算(見込)	R5 目標	R6 目標	R7 目標	削減 目標
①公共下水道 受益者負担金 【強制】 上下水道課	現年度 収納率(%)	99.8	97.4	99.1	※受益者負担金は、新たに公共下水道が供用開始となる区域が生じた年度には対象者(調定件数・調定額)が増え、それ以外の年度では、建物新築等で新たに公共枿を設置した人などに対象者が限られるため、目標値は設定しません。収納状況を管理し、滞納者が発生した場合は、その都度対応します。現時点で滞納繰越未収金となっている1件90千円は、交付要求中のものです。			
	滞納繰越 収納率(%)	0.0	0.0	0.0				
	現年度 未収金額 (千円)	38	250	253				
	滞納繰越 未収金額 (千円)	90	90	90				
	不納欠損額 (千円)	0	0	0				
	未収金額計 (千円)	128	340	343				
②育英会奨学 金 【私債権】 教育総務課	現年度 収納率(%)	97.19	99.25	99.98	100.0	100.0	100.0	0.02
	滞納繰越 収納率(%)	9.09	9.98	10.47	4.0	4.0	4.0	△ 6.5
	現年度 未収金額 (千円)	586	140	2	0	0	0	△ 2
	滞納繰越 未収金額 (千円)	10,383	9,874	8,966	8,608	8,264	7,934	△ 1,032
	不納欠損額 (千円)	0	0	0				
	未収金額計 (千円)	10,969	10,014	8,968	8,608	8,264	7,934	△ 1,034
③埋蔵文化財 発掘調査委託 料 【私債権】 まなび推進課	現年度 収納率(%)							
	滞納繰越 収納率(%)	0.0	0.0	0.0	25.0	33.3	44.4	44.4
	現年度 未収金額 (千円)							
	滞納繰越 未収金額 (千円)	9,100	9,100	9,100	6,825	4,550	2,275	△ 6,825
	不納欠損額 (千円)							
	未収金額計 (千円)	9,100	9,100	9,100	6,825	4,550	2,275	△ 6,825
④埋蔵文化財 発掘調査委託 料(遅延損害 金) 【私債権】 まなび推進課	現年度 収納率(%)				※③埋蔵文化財発掘調査委託料に係る遅延損害金であり、③が完納とならない限り回収の見込みがないため目標値の設定はしません。			
	滞納繰越 収納率(%)	0.0	0.0	0.0				
	現年度 未収金額 (千円)							
	滞納繰越 未収金額 (千円)	551	551	551				
	不納欠損額 (千円)							
	未収金額計 (千円)	551	551	551				

※①公共下水道受益者負担金は5月末時点での未収金額としており、決算額とは異なります。

※②の収納率は、切り上げると100%になるため小数点第2位までとしています。

債権名 (債権所管課)	区分	R 2 決算	R 3 決算	R 4 決算(見込)	R 5 目標	R 6 目標	R 7 目標	削減 目標
②⑤住宅新築資金等貸付金元利収入 (過年度分) 【私債権】 人権啓発課	現年度 収納率(%)							
	滞納繰越 収納率(%)	4.1	3.1	2.8	2.0	2.0	2.0	△ 0.8
	現年度 未収金額 (千円)							
	滞納繰越 未収金額 (千円)	83,647	81,086	78,784	77,208	75,664	74,151	△ 4,633
	不納欠損額 (千円)	0	0	0				
	未収金額計 (千円)	83,647	81,086	78,784	77,208	75,664	74,151	△ 4,633
②⑥医療費(窓 口未収金) 【私債権】 西予市民病院	現年度 収納率(%)	96.4	97.0	96.2	98.0	98.0	98.0	1.8
	滞納繰越 収納率(%)	28.3	30.5	25.5	28.3	21.8	22.0	△ 3.5
	現年度 未収金額 (千円)	6,945	5,583	6,254	4,000	4,000	4,000	△ 2,254
	滞納繰越 未収金額 (千円)	14,874	15,159	15,448	15,562	15,300	15,053	△ 395
	不納欠損額 (千円)	0	0	0				
	未収金額計 (千円)	21,819	20,742	21,702	19,562	19,300	19,053	△ 2,649
②⑦医療費(窓 口未収金) 【私債権】 野村病院	現年度 収納率(%)	95.1	97.2	97.0	97.0	97.0	97.0	0.0
	滞納繰越 収納率(%)	35.7	42.4	33.9	32.2	30.6	29.0	△ 4.9
	現年度 未収金額 (千円)	6,360	3,430	2,947	3,000	3,000	3,000	53
	滞納繰越 未収金額 (千円)	6,947	7,665	6,670	6,336	6,019	5,718	△ 952
	不納欠損額 (千円)	0	0	0				
	未収金額計 (千円)	13,307	11,095	9,617	9,336	9,019	8,718	△ 899
②⑧医療費(窓 口未収金) 【私債権】 つくし苑	現年度 収納率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0
	滞納繰越 収納率(%)	0.0	0.0	0.0	3.0	7.0	7.0	7.0
	現年度 未収金額 (千円)	8,591	9,110	9,257	9,200	9,200	9,200	△ 57
	滞納繰越 未収金額 (千円)	1,403	1,403	1,403	1,363	1,263	1,163	△ 240
	不納欠損額 (千円)	0	0	0				
	未収金額計 (千円)	9,994	10,513	10,660	10,563	10,463	10,363	△ 297

※②⑧医療費(窓口未収金)の現年度収納率は、毎年5月末には完納となっているため100%としています。

7. 目標達成のための取組（債権所管課）

【強制徴収公債権】

所管部署	債権名	所管課の取組目標	開始年度
税務課	市税 国民健康保険 税	<ul style="list-style-type: none"> ●現年度分については、早期整理に着手し、現年度分収入未済額の縮減を図る。 ●財産調査を徹底し、預貯金・給与などの債権を中心とした滞納処分を強化する。 ●計画的な文書催告を実施する。 ●動産の差押について検討する。 	R 5
市民課	後期高齢者医療保険料	<ul style="list-style-type: none"> ●年2回催告状を送付し、死亡者を除く該当者全てに対して財産調査を行い、財産がある場合は差押を迅速に行い適正な債権回収を行う。 ●資力がない等で徴収が不可能の事案は執行停止を行う。 ●死亡者の戸籍調査を行い、相続人への請求を行う。 	R 5
福祉課	生活保護費返還金(戻入金) ※一部非強制徴収公債権を含む。	<ul style="list-style-type: none"> ●初動を的確に行う。 <p>担当CWは納付を早期に促し、難しい場合は分納の相談を受ける。納付等がない場合は督促を送付後、預貯金等資産の調査を実施し、滞納処分を執行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●催告書を2回（6月・12月）送付する。 6月…現年及び過年分 12月…現年 ●滞納処分（差押）を担当CWで執行できるよう業務内容を共有する。 	R 5
	障害者総合支援給付費負担金返還金	<ul style="list-style-type: none"> ●納付を促し、難しい場合は分納の相談を受ける。納付等がない場合は督促を送付する。 ●他市町の処理状況を把握しながら、預貯金等資産の調査を実施し、滞納処分を執行する。 ●滞納処分（差押）を担当で執行できるよう業務内容を共有する。 	R 5
子育て支援課	私立保育所保護者負担金	<ul style="list-style-type: none"> ●債権内容について管理台帳を作成。世帯状況や勧奨内容について記録、整理する。 ●納付勧奨（電話）回数を増やし、分納相談につなげる。 ●転出者について、現況の情報把握に努める。 	R 5
	公立保育所保護者負担金	<ul style="list-style-type: none"> ●債権内容について管理台帳を作成。世帯状況や勧奨内容について記録、整理する。 ●分納額の増額について相談を行う。 	R 5
長寿介護課	介護保険料	<ul style="list-style-type: none"> ●債権整理室に徴収事務の一部移管を行う。 ●滞納者の財産調査及び差押に関するノウハウを債権整理室から学び、徴収スキルの向上を図る。 <p style="text-align: center;">～次頁あり～</p>	R 5

所管部署	債権名	所管課の取組目標	開始年度
長寿介護課	介護保険料	～前頁あり～ ●債権整理室と連携し、滞納者の財産調査及び差押を執行する。	R 5
上下水道課	公共下水道使用料	●水道料金と併徴のため、水道料金の取り組みに合わせて徴収を行っていく。	R 5
	公共下水道受益者負担金	●滞納の解消が見込めない滞納が生じた場合は財産調査、滞納処分を行う。	R 5

【非強制徴収公債権】

所管部署	債権名	所管課の取組目標	開始年度
建設課	特定空家等代執行費用 ※一部強制徴収公債権を含む。	●近隣土地所有者等に空家解体後の買受勧奨を行う。 ●不在者財産管理人選任の申出を裁判所に提出する。 ●危険空家除却のため関係者と積極的に折衝し、問題解決のための方法を模索する。	R 4 (実施中)
		●不在者財産管理人により土地の売買が成立し、その売買費用を除却費用の一部として回収する。	R 5

【私債権】

所管部署	債権名	所管課の取組目標	開始年度
福祉課	心身障害者扶養共済制度加入者負担金	●掛金未納の加入者に対し、退会を促す。 ●回収見込みの薄い債権について、納入意思を再度確認し、必要に応じ不能欠損処理を行う。 ●分納の意思を確認し、必要に応じて強制執行を検討する。	R 5
子育て支援課	公立保育所等給食費保護者負担金	●債権内容について管理台帳を作成。世帯状況や勧奨内容について記録、整理する。 ●転出者について現況把握に努め、納付勧奨につなげる。	R 5
	延長保育保護者負担金	●保育所保護者負担金【強制】完納後、納付勧奨を行う。	
建設課	公営住宅使用料 市営住宅使用料	●契約時に滞納時の資産調査の同意書を取る。 ●法的措置を検討する。	R 5
人権啓発課	改良住宅使用料	●滞納者宅へ訪問し、聞き取りを行う。 ●債権放棄の検討をする。 ●法的措置の検討をする。	R 5

所管部署	債権名	所管課の取組目標	開始年度
上下水道課	水道料金	<ul style="list-style-type: none"> ●給水停止執行期間の見直し、適正な執行により、現年度徴収額を上げる。 ●分納誓約書を活用し、計画的な納入管理を行い、滞納繰越額の収納率を上げる。 ●他課と連携をとり生活状況を把握し、個々の実情に合わせた滞納整理を行う。 	R 5
教育総務課	育英会奨学金	<ul style="list-style-type: none"> ●現年度分の収納100%にする。 ●督促状を毎月送付する。 ●督促状に反応がない場合、電話催告する。 ●法的措置の検討をする。 	R 5
まなび推進課	埋蔵文化財発掘調査委託料 ※遅延損害金も含む。	<ul style="list-style-type: none"> ●保証人の住所を把握する。 ●折衝・面談の依頼文書を送付する。 ●反応がない場合、保証人に接触し支払いの意思を確認し、意思の有無に基づき書面の提出を求める。 	R 5
人権啓発課	住宅新築資金等貸付金元利収入	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅新築資金等貸付助成事業費補助金の活用を図る。 ●住宅の訪問を定期的実施し、債務者との接触に努める。 ●債務者の収入実態を調査し、適正な償還額を求める。 ●抵当権行使に係る費用対効果の検証を行う。 ●債権放棄を実施する。 	R 5
西予市民病院	医療費（窓口未収金）	<ul style="list-style-type: none"> ●未収金回収業務の弁護士及び司法書士への外部委託の可能性について検討する。 	R 5
野村病院	医療費（窓口未収金）	<ul style="list-style-type: none"> ●催告状の定期的な送付を実施する。 ●債権放棄を実施する。 ●戸別訪問、電話催告、訪問徴収を行う。 	R 5
つくし苑	利用者負担金	<ul style="list-style-type: none"> ●主たる債務者と折衝・面談を実施する。 ●定期的な収納確約を取り、納付の管理を行う。 ●他の債務者との折衝・面談を実施する。 ●主たる債務者と他の債務者の共同納付を開始させる。 	R 5

8. 債権整理室の取組

債権整理室は、債権所管課の債権管理を支援するため、全庁的な方針や取り組むべき事項を定めるとともに、以下の取組を行います。

(1) 債権回収の連携及び推進

ア. 債権管理・回収に関する法令知識や技術の習得

市全体の債権を健全化させるには、債権整理室だけでなく、債権所管課の債権管理・回収に関する法令知識や技術の向上が不可欠です。

そのため、毎年度、定期的に研修会を開催します。

イ. 困難事案及び複数債権の一元回収

本市未収債権を効率的・効果的に回収するため、債権所管課の滞納債権（強制徴収公債権に限る）のうち、高額で、督促、催告、交渉等を行っても回収が困難な事案や、複数の債権にまたがる事案等の移管を受け、債権所管課に代わって滞納整理を行います。困難な事案を解決することで、債権所管課が他の債権処理に着手できるとともに、今後、同じような債権処理の参考事例となり、市全体の債権回収スキルの底上げにも繋がります。

ウ. 相談

複雑な滞納処分や強制執行等、専門的な知識が必要とされる事案については、随時、相談を受け、指導や助言を行います。そのうち、強制徴収公債権については、税務調査情報を共有するとともに、市税の徴収で培った滞納処分の知識や経験から具体的な処理方法の指導や助言を行います。非強制徴収債権については、事案に合った強制執行等の手順や、裁判所へ提出する様式等の資料を提供し、債権管理や回収業務が停滞することのないようサポートします。

エ. 債権管理状況の公表

毎年度、債権所管課が有する債権の状況について報告を求め、目標値や取組内容を確認し、達成状況に応じて、より多くの債権回収に繋がるよう今後の目標値や取組について提案します。債権管理状況については、市民への説明責任と理解を得るため、積極的に公表します。

(2) 債権管理情報及び滞納者情報の共有と収集

ア. 債権管理情報の共有

本市債権の適正管理を図るため、債権管理に関する先進的取組事例、滞納者に係る破産手続開始などの裁判所からの通知や官報公告等の債権管理情報については、庁内で情報共有します。

イ. 強制徴収公債権の滞納者情報の共有

強制徴収公債権の滞納者情報については、各強制徴収公債権の徴収事務において調査権限が与えられており、庁内での情報共有を図ることが可能であることから、効率的な債権管理・回収業務を行うため、積極的に情報共有します。

ウ. 非強制徴収債権の滞納者情報の収集

非強制徴収債権の滞納者情報については、根拠法令に調査権限の規定がないことから、庁内に限らず、金融機関や給与支払者等の第三債務者においても安易に情報の収集・共有することはできません。

そのため、契約の締結時や分割納付誓約時に本人の同意書を徴取し、債務不履行が生じた場合に速やかに情報収集ができる体制を整えるよう債権所管課に提案します。

(3) 債権管理体制の構築

ア. 債権管理計画の策定及び見直し

初年度は債権所管課の債権管理状況を確認し、目標値やその目標を達成するための取組を設定した債権管理計画を策定します。翌年度以降は、その目標値等の達成状況を確認したうえで、さらなる高みを目指し、新たな目標値、取組等を設定した計画に更新していきます。

イ. 債権管理体制の検証

債権整理室のあり方、債権の管理手順等、債権管理体制等について検証し、より効率的、かつ、効果的な債権管理体制の構築を目指します。

(4) 債権管理委員会の運営

債権を適正に管理し、収納率の向上を図るために設置された債権管理委員会が円滑に運営できるよう努めます。

<資料> 主な債権名、賦課根拠、時効期間等一覧表

強制徴収公債権

債権名	賦課根拠	強制徴収根拠	時効	時効根拠	時効の援用
市税、国民健康保険税	地方税法 2 ほか	地方税法 331 ほか	5	地方税法 18	不要
生活保護費返還金	生活保護法 78①	生活保護法 78④	5	地方自治法 236①	不要
保育所保育料	・地方自治法 225 (公立) ・子ども・子育て支援 法附則 6④ (私立)	・児童福祉法 56⑦ (公立) ・子ども・子育て支援 法附則 6⑦ (私立)	5	地方自治法 236①	不要
認定こども園 (幼保連携型) 保育料	地方自治法 225 (公立)	児童福祉法 56⑦ (公立)	5	地方自治法 236①	不要
後期高齢者医療保険料	高齢者の医療の確保に関する法律 104	高齢者の医療の確保に関する法律 113	2	高齢者の医療の確保に関する法律 160①	不要
介護保険料	介護保険法 129	介護保険法 144	2	介護保険法 200①	不要
下水道事業受益者負担金	・都市計画法 75① (負担金) ・地方自治法 224 (分担金)	・都市計画法 75⑤ (負担金) ・地方自治法 231 の 3③ (分担金)	5	地方自治法 236①	不要
下水道使用料	下水道法 20	地方自治法附則 6③	5	地方自治法 236①	不要
道路占用料	道路法 39	道路法 73③	5	道路法 73⑤	不要
河川占用料 (準用河川)	・河川法 32① ・河川法 100① (準用)	・河川法 74③ ・河川法 100① (準用)	5	河川法 74④	不要

非強制徴収公債権

債権名	賦課根拠	強制執行根拠	時効	時効根拠	時効の援用
生活保護費返還金 生活保護費戻入金	生活保護法 63	地方自治法 240②	5	地方自治法 236①	不要
児童扶養手当返還金	・民法 703 ・児童扶養手当法	地方自治法 240②	5	地方自治法 236①	不要
児童手当返還金	・民法 703 ・児童手当法	地方自治法 240②	5	地方自治法 236①	不要
幼稚園保育料	・地方自治法 225 ・西予市立幼稚園における保育料等徴収条例	地方自治法 240②	5	地方自治法 236①	不要
老人ホーム入所事業負担金	老人福祉法 10 の 4①、11、28①	地方自治法 240②	5	地方自治法 236①	不要
行政財産使用料	地方自治法 238 の 4⑦	地方自治法 240②	5	地方自治法 236①	不要

私債権

債権名	賦課根拠	強制執行根拠	時効 (※2)	時効根拠	時効の 援用
住宅新築資金等貸付金	民法 587	地方自治法 240②	10	民法 167①	必要
市有地貸付料	・地方自治法 238 の 5① ・西予市行政財産使用料 徴収条例	地方自治法 240②	5	民法 169	必要
公営住宅使用料	・民法 601 ・公営住宅法 ・西予市営住宅管理条例	地方自治法 240②	5	民法 169	必要
水道料金	・民法 555 ・西予市給水条例	地方自治法 240②	2	民法 173①	必要
市営駐車場使用料	・民法 601 ・西予市有料駐車場条例	地方自治法 240②	5	民法 169	必要

※1 民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）の施行（令和 2 年 4 月 1 日）により、「時効の中断」（旧民法第 147 条ほか）は、「時効の更新」（新民法第 147 条ほか）になります。

※2 民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）の施行（令和 2 年 4 月 1 日）により、時効期間は 5 年間に統一されます（新民法第 166 条第 1 項）。

ただし、各債権の発生原因たる法律行為（契約）日により、旧民法、新民法のいずれかの適用となります。

